

事故発生防止に関する指針

1. 事故発生防止に関する基本的な考え方

社会福祉法人育心会が運営する各施設・部署において、より質の高いサービスを提供するために支援介護事故の未然防止に努めると共に、早期発見・早期対応のための環境整備及び再発防止に向けて本指針を策定する。

2. 委員会の設置

①委員会の役割

- ・ヒヤリハット報告書や事故報告書等の整備
- ・ヒヤリハット報告書や事故報告書の集計や分析
- ・改善策の検討と周知
- ・事故防止に関するマニュアルの見直し

②委員会の構成員

- ・運営責任者
- ・サービス課責任者
- ・その他必要に応じて運営責任者が指名する職員

③委員会の開催

委員会は定期的開催する。又、ヒヤリハット報告書や事故報告書を受けて必要に応じて随時開催する。

3. 支援介護事故発生時の対応

- ・事故が発生した場合、周囲及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先とする。
- ・家族及び成年後見人等関係者への適切な対応を行う。
- ・埼玉県危機管理マニュアルに則り適切に対応する。
- ・医療機関への受診が必要な場合には、迅速に対応する。
- ・原因の分析と再発防止のために必要な対策を講じる。

4. 職員研修に関する基本方針

サービス提供に携わる職員に対して、支援介護事故が起こらない施設環境・サービス提供の実現、人権意識・支援技術の向上を図るための研修を定期的実施する。

- ・定期的な研修の実施
- ・新採用職員に対する研修の実施

・その他必要な教育・情報提供・意識統一の実施

6. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族等がいつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

付則

令和3年10月1日より施行する。

令和6年 4月1日より施行する。